

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日ときは、その翌日)

◇ 告 目 次  
健康保険法等に基づく現物給与の標準価額  
解除予定の保安林

土地改良区の設立認可の適否の決定

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の決定

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良法による換地計画の適否の決定

開発行為に関する工事の完了

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

鳥取県職員採用上級試験の実施

鳥取県職員(交通巡視員)採用試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第四百八十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二条第二項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律百十五号)第二十五条、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第四条第二項及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三条第二項の規定に基づき、報酬又は賃金の全部又は一部が金銭又は通貨以外のもので支払われる場合の標準価額を次のとおり定め、昭和五十三年五月一日から適用し、昭和五十二年五月鳥取県告示第三百九十九号(健康保険法等に基づく現物給与の標準価額について)は、廃止する。

昭和五十三年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 一 食事の給与

一人一月につき 一万二千三百円

一人一日につき 四百十円

朝食一食につき 百十円

昼食一食につき 百四十円

夕食一食につき 百六十円

#### 二 住宅の給与

畳一畳一人一月につき 五百五十円

#### 三 食事及び住宅以外のものの給与 時価

鳥取県告示第四百八十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大内字榎水高原一〇六九の五九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八十九号

昭和五十三年四月十八日付けで西伯郡名和町大字門前八二番地遠藤宣雄ほか十六人の者から申請のあつた名和土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年五月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、米川土地改良区の定款の変更を昭和五十三年五月二十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月六日付けで八頭郡用瀬町大字用瀬一七六番地吉田睦二ほか十四人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（用瀬地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めためたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良(用瀬地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年五月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、久米地区第四工区農道整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年五月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百九十三号

昭和五十三年四月二十五日付けで日野町から申請のあつた土地改良(下板地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年五月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百九十四号

昭和五十三年四月二十日付けで関金町から申請のあつた浅井地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年五月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百九十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年五月一日 鳥取県指令受都計第九十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町南一丁目三四八番地 村上佐恵子

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

昭和五十三年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十三年五月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和五十三年五月二十六日（金） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 市町村明るい選挙推進協議会委員研修会について

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第百

三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和五十三年五月二十六日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

千代川 昭和五十三年六月一日から昭和五十三年六月十日まで (投網にあつては昭和五十三年六月十五日まで、引懸(ソロ)にあつては昭和五十三年六月二十四日まで)

天神川 昭和五十三年六月一日から昭和五十三年六月十八日午前五時まで (投網にあつては、昭和五十三年七月一日正午まで)

日野川 昭和五十三年六月一日から昭和五十三年六月十七日まで (投網にあつては、昭和五十三年六月二十二日まで)

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和53年 5月26日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

1 開催の日時及び場所

(1) 日時 昭和53年 6月22日午後 1時から

(2) 場所 鳥取警察署会議室

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者を除く。

3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

(1) 筆記用具

(2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙

(3) 印

昭和53年度鳥取県職員採用上級試験

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和53年 5月26日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和三十二年鳥取県職員採用上級試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数	試験の区分	採用予定者数	試験の区分	採用予定者数
行政	約20名	建築	1名	農業	1名
化学	1名	林業	約2名	社会福祉	約2名

3 対象となる職種

知事の事務部局、教育委員会事務局、警察本部等に勤務する行政職給料表6等級相当程度の上級係員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として、行政職給料表の6等級1号給の給料のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和三十二年法律第281号)第18条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験することができない。

試験の区分	受験資格
行政	昭和三十二年4月2日から昭和三十二年4月1日まで生まれた者
化学	
建築	昭和三十二年4月2日から昭和三十二年4月1日まで生まれた男子

林業

昭和三十二年4月2日から昭和三十二年4月1日まで生まれた男子で、農業改良助長法(昭和三十二年法律第165号)第14条の3に規定する農業改良普及員の資格を有するもの又は昭和三十二年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの

社会福祉

昭和三十二年4月2日から昭和三十二年4月1日まで生まれた男子で、社会福祉事業法(昭和三十二年法律第45号)第18条各号に規定する資格を有するもの又は昭和三十二年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式及び記述式)及び適性検査とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和三十二年7月23日(日)

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和三十二年9月上旬に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220番地)にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7 第2次試験

- (1) 試験種目  
人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。
- (2) 試験の期日及び場所  
昭和53年10月中旬に鳥取市において行う。
- 8 最終合格者の発表  
昭和53年11月上旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。  
なお、合格者には書面で通知する。
- 9 採用候補者名簿及び採用方法  
最終合格者は、試験の区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。
- 10 受験手続
  - (1) 受験申込用紙の交付  
受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。
  - (2) 受験の申込み  
受験希望者は、受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会に提出すること。  
なお、申込受付期間中は、「試験の区分」の変更をすることができ  
る。
  - (3) 申込受付期間及び申込受付時間  
ア 申込受付期間  
昭和53年6月1日(木)から6月30日(金)まで(日曜日を除く。)  
なお、郵送による申込みは、昭和53年6月30日までの消印のある

ものに限り返付される。

- イ 申込受付時間  
9時から17時まで(ただし、土曜日は、12時まで)
- 11 その他
  - (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。
  - (2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、50円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
  - (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

専門試験(多枝選択式及び記述式) 出題分野一覧表

試験の区分	出題分野
行政	政治学、行政学、社会政策、憲法、行政法、民法、経済学、財政学
化学	数学、物理、物理化学、分析化学、無機化学、有機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学
建築	数学、物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
林業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
農業	栽培学概論、作物学、園芸学、青蘆遺伝学、植物病理学、昆虫学、

土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
社会福祉 社会福祉概論、社会福祉方法論、社会学概論、社会調査、社会心理学、心理学概論

昭和53年度鳥取県職員（交通巡視員）採用試験

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和53年5月26日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

- 1 試験の名称  
昭和53年度鳥取県職員（交通巡視員）採用試験
- 2 採用予定者数  
1名
- 3 対象となる職種  
警察本部に勤務する行政職給料表7等級の係員の職給与
- 4 この試験に合格し、採用された者は、原則として、行政職給料表の7等級1号給の給料のほか諸手当が支給される。
- 5 受験資格  
昭和26年4月2日から昭和36年4月1日まで生れた男子で、昭和53年9月以降勤務可能な者。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方

公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験科目

教養試験（多枝選択式）、作文試験、適性検査及び身体検査とし、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和53年7月23日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和53年8月中旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）にその氏名を掲示して発表する。  
なお、合格者には書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験科目

人物試験、身体精密検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和53年8月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和53年9月上旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。  
なお、合格者には書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、この名簿に基づき提示した者の中から行われる。

#### 10 受験手続

- (1) 受験申込用紙の交付  
受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。
- (2) 受験の申込み  
受験希望者は、受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会に提出すること。
- (3) 申込受付期間及び申込受付時間

##### ア 申込受付期間

昭和53年6月1日(木)から6月30日(金)まで(日曜日を除く。)   
 なお、郵送による申込みは、昭和53年6月30日までの消印のあるものに限り受け付ける。

##### イ 申込受付時間

9時から17時まで(ただし、土曜日は12時まで)

#### 11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、50円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

#### 別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基 準
身長	160cm以上であること。
体重	47kg以上であること。
胸 囲	78cm以上であること。
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること、又は裸眼視力が0.1以上できよう正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聴 力	正常であること。
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。